

**西宮市人権教育・啓発に関する基本計画策定委員会  
第1回会議録**

**日 時**：平成30年（2018年）5月28日（月）10時00分～12時00分  
**場 所**：西宮市男女共同参画センター ウェーブ 411 学習室

● **出席者**

（委員）神原 文子、池上 妙子、山田 哲也、松本 祐子、  
仲島 正教、池 牧子、坂本 恭子

（事務局）人権推進部 部長 保城 勝則  
人権平和推進課 課長 植木 純  
係長 斎藤 鐘一郎  
副主査 谷口 竜次  
教育委員会 人権教育推進課 課長 野田 昭治  
学校教育課 課長 木戸 みどり

● **傍聴者** 1名

● **会議次第**

1. **開 会**
2. **委員・関係職員紹介**
3. **西宮市附属機関条例及び策定委員会運営要領について**
4. **委員長及び副委員長の選出**
5. **傍聴の可否について**
6. **議 題**
  - ・第2次西宮市人権教育・啓発に関する基本計画について
  - (1) 計画のスケジュールについて
  - (2) 計画の概要について
    - ① 意識調査、西宮の教育推進の方向
    - ② 計画の位置付け、構成案等
7. **閉 会**

## **委員長及び副委員長の選出**

- 互選により、委員長及び副委員長の選出を行った。

## **(1) 計画のスケジュールについて**

### **【事務局の主な説明事項】**

- 策定委員会の開催回数や内容、パブリックコメント実施についての説明
  - ・ 策定委員会開催数：4回（5月、7月、8月、11月）を予定
  - ・ パブリックコメント実施時期：平成30年10月を予定

### **【委員の意見等要旨】**

- 資料の分量が多いが、策定委員会の開催回数が4回で問題ないか。
- 策定委員会は4回の予定だが、計画の大幅な変更が必要であれば、臨時で5回目を開催することとしてはどうか。

#### **《事務局回答》**

- ・ 策定委員会の開催予定は4回だが、議論等の状況によっては、増加することは可能である。
- パブリックコメントは重要であるため、学校等を含めて広報を充実してほしい。

## **(2) 計画の概要について**

### **① 意識調査、西宮の教育推進の方向**

#### **【事務局の主な説明事項】**

- 平成29年度に実施した西宮市民意識調査（人権問題についての項目）の説明
  - 調査対象：20歳以上の市民3,500人（郵送による配布・回収）
  - 調査期間：平成29年9月1日～9月30日
  - 回収数：1,800（有効回収数：1,798）
  - 調査項目：人権問題に関する項目（5問）【全体は30問】

- 西宮の教育推進の方向についての説明  
（人権教育・啓発の充実、道徳教育の推進、人権教育の推進）

#### **【委員の意見等要旨】**

- 西宮市の調査では、年代が下がるほど、人権が尊重されていると感じる割合が低くなっている。
- 年代別・性別によって傾向・関心の度合いが異なる。

- 兵庫県の調査での設問及び回答（※）を鑑みると、同和問題はまだ解決しておらず、研修や学校での教育等が必要であると考えられる。きちんと同和問題に触れていかないと忘れられていく、薄れていくのではないかとと思われる。

※ 設問及び回答

- ① 自身の結婚相手が同和地区の人だとわかった場合、結婚すると回答した割合が50%を下回っている。
  - ② 同和問題は口に出さないでそっとしていれば、自然になくなると回答した割合が一定数いる。
- 自身の相手が同和地区の人だとわかった場合の回答は、他府県の調査では、わからないという回答が多かった（特に若い世代）。また、結婚しないという割合が減少していないことから、同和問題に関する人権教育・啓発の効果はあまり表れていないと言えるのではないかと。
  - 同和問題を授業で扱う時間が少なくなってきており、また教えることができる教員も少なくなってきているのではないかと。
  - 西宮教育推進の方向（平成30年度）について、子供の成長に関して、「自らの弱さを克服して気高く生きよう」という記載があるが、自己責任のような意味合いに感じるため、他の記載方法があるのではないかと。
  - 人間は弱さを持っている。差別する、排除したい気持ちがある。そういう弱さを克服してこそ人権教育なのではないかと。
  - ありのままを認める「自己肯定感」が大切である。
  - 道徳教育と人権教育の区別があいまい。人権教育が道徳教育に置き換えられていくのではないかと危惧している。

## ② 計画の位置付け、構成案等

### 【事務局の主な説明事項】

#### ■ 現計画の課題の説明

- ・ 人権教育・啓発に当たらない項目が含まれている。
- ・ 各所管の部門別計画等で定義されている施策項目が幅広く含まれている。
- ・ 評価、検証の集約に所管課や関係各課の時間と労力を要し、本来行うべき啓発事業に十分に組み合わせていない。

■ 策定（改定）のポイント

- ・ 人権教育・啓発（研修含む）への特化
- ・ 基本理念・基本目標を明示
- ・ 施策・取組（手段）の方向性を明示
- ・ 記載内容をシンプルにする

■ 計画の構想案の説明

- ・ 第1章～第3章と資料編で構成。
- ・ 基本計画の主な考え方や方向性、人権教育・啓発の施策の方向・推進体制、現在までの取組みの状況などを記載。

■ ナビゲーション案の説明

- ・ 基本計画から何を知ってほしいのか、学んでほしいのかを読み取っていただき、それが計画のどこに記載しているのかをまとめて図式化したもの。

【委員の意見等要旨】

- 第1次基本計画と第2次基本計画との大きな違いは何か。

《事務局回答》

- ・ 人権教育・啓発に特化すること。
- ・ ナビゲーション等を使用して、何を知ってほしいのか、何を学んでほしいのかを明確に伝えること。

- 今後10年を見据えて、計画を策定すべきである。

- ・ 西宮で生まれ育つ子ども達に誇れるような計画にすべきではないか。
- ・ 「LGBT」や「性的マイノリティ」という表記を考え直すべきではないか。これからは、「SOGI」（性的指向・性自認）に見直されていく可能性があるため、「LGBT」等の表現を使用するか否かを検討すべきではないか。

- 計画では、どうしたら、西宮で育つ子どもたちに自己肯定感を確立できるようになるのかという視点が必要。

- ・ 子どもたちに対し、自身が大切な存在であることを伝える必要がある。
- ・ 人権を尊重されながら、自己肯定感を確立して大人になった場合、人を差別したり、いじめたりすることのない人間に育つ。
- ・ 自己肯定感が低い人（大人）は、子どもたちに自身の大切さを教えることはできないため、保護者や教員等の大人たちが自信をもてるようにすることも重要である。

- 「自身を大事にできる人を育てる」ことを目指し、「自己肯定感をもった人を育てる」ことを大きな目標に設定してはどうか。

- 子どもの権利条約について
  - ・子どもの権利条約の内容（意見表明権等）を学ぶ場が少ないため、子ども達に伝えていくべきではないか。ただし、原文のままだと理解しづらいため、様々な教材を活用することが望ましいと考える。
  - ・社会では、大人と子供は上下関係のような考え方があるが、そうではなく、大人が子供の人権を尊重する必要がある。
  - ・計画の資料編に掲載した方がよいと考える。
  
- 多様性を尊重することが、人権問題に共通して必要なことである。そのため、多様性を認め合うことが、これからの人権教育・啓発の大きな柱となるのではないか。
  
- 地域との交流が大切であるが、近年、地域での交流がなくなっているため、力を入れていけるとよいと考える。
  
- 人権尊重という考えから鑑みると、子どもの人権がどれだけ守られているかが一つの基準であると思う。
  
- 人権課題（子どもの貧困等）を認知することは人権教育の一つではないか。
  
- 事業の実施に際して、本当に困っている方に手が届くのは難しい（子ども食堂など）。また、事業に参加することで周囲から差別にあうこともある。
  - （例）子ども食堂に行っていることがわかると、貧しい家の子どもだとレッテルをはられる。
  
- 人権侵害を受けた時の解決手段を計画に記載してはどうか。
  - ・人権尊重がされていない場合、どうしたらよいのか、どこに言えばよいのか、どうみんなで支えあえばよいのかという問題を提起し、問題解決力、社会変革力を育てることが教育・啓発の一つであると考え。
  - ・国際的な人権教育の中身や手法を取り入れることがよいのではないか。
    - （例）一方通行の授業ではなく、ワークショップ等の取組みの中で、「自身で考える、自分たちで世の中を変えよう、異議申し立てをしてもよい」等の内容を子供たちが学んでいく。
  - ・川西市子どもの人権オンブズパーソンなど、子どもや教員等が相談できる相談機関（外部委託）などがあればよいと考える。また、子ども主体で、子ども自身がどのような解決方法が良いのか選択していくことで、子ども自身の人権意識も高まっていくのではないか。

- 同和問題について、差別されないようにするのではなく、差別する側の意識の問題であるため、いわゆる同和地区の方に教育・啓発をするだけでなく、それ以外の地区での教育・啓発が重要となってくる。
- 女性の人権問題について、ジェンダーギャップ指数の記載がない。日本は指数の順位が下がっており、特に女性が意思決定にかかわれていないのではないかと。
- 大多数は理解できるが、少数の苦手な人（充分理解できていない人）がいる場合、少数者の能力や課題に応じた対応をすることが人権教育である。
  - ・ 日本は一斉授業であるが、外国では、少人数制の学級により、その人の能力等に応じた教育が実施されているところもある。
  - ・ 教員にもゆとりが必要。教員の裁量がなくなってきている。
- 若い世代ほど差別はなくならないのではないかと悲観的に思う方が多く、自身はかわらないようにしようという忌避意識が高い。このことが、自身の結婚相手が同和地区の方と分かった場合の対応について、「わからない」と回答した割合に影響しているのではないかと。また、その無関心さが差別がなくならない一因ではないかと。

## **その他**

- 時間の関係上、本日の策定委員会で発言できなかったことや気づいた点などがあれば、別途、事務局あてに報告することとする。
- 本日の会議録については、出席委員に確認後、市ホームページに掲載する。
- 策定委員会の日程について
  - ・ 第2回西宮市人権教育・啓発に関する基本計画策定委員会  
 日 時：平成30年7月11日（水）10時～  
 場 所：西宮市男女共同参画センター ウェーブ 411 学習室
  - ・ 第3回西宮市人権教育・啓発に関する基本計画策定委員会  
 日 時：平成30年8月13日（月）10時～  
 場 所：西宮市男女共同参画センター ウェーブ 411 学習室